

第35回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 平成29年2月9日(木) 13:30～14:40

(開催場所) エスポワールいわて2階 大中会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 部会報告

(ア) 大気部会

(イ) 水質部会

(ウ) 自然・鳥獣部会

(エ) 温泉部会

(2) 平成27年度環境基本計画の進捗状況について

(3) 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案の概要について

(4) 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る取組等について

(5) その他

4 閉会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、生田弘子委員、石川奈緒委員、伊藤歩委員、伊藤英之委員、内澤稲子委員、大澤長嘉委員、大塚尚寛委員、菅野範正委員、後藤均委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、瀬川愛子委員、高橋功委員、中村正委員、浜津ミサノ委員、平野拓委員、宮本ともみ委員、山崎朗子委員、川口尚委員、渡邊泰也委員(立花義則氏 代理出席)、中村仁委員(鈴木宏氏 代理出席)

(欠席委員)

篠木幹子委員、清野雅子委員、鷹嘴紅子委員、丹野高三委員、中澤廣委員、細井洋行委員、松坂育子委員、柳村典秀委員

1. 開会

○黒田環境生活企画室企画課長

それでは、定刻よりも若干早目ではございますが、本日ご出席の方々は全員おそろいになりましたので、早速ただいまから第35回岩手県環境審議会を開催いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日ご出席いただいている委員の皆様は、特別委員を含め委員総数31名のうち23名がご出席いただいておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により会議が成立することをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会におきましては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

2. あいさつ

○黒田環境生活企画室企画課長

それでは初めに、津軽石環境生活部長よりご挨拶申し上げます。

○津軽石環境生活部長

皆さん、こんにちは。環境生活部長の津軽石と申します。審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、皆様方お忙しい中、またお足元の大変悪い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日ごろからそれぞれのお立場で本県の環境行政に多大なるご協力を賜りまして、この場をおかりして御礼を申し上げたいと思います。

初めに、昨年8月に発生いたしました台風10号、これに伴う災害により犠牲になられた方々に対し心よりお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様方の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げたいと、このように考えております。

今回の災害につきましては、岩泉町、それから久慈市、宮古市を中心に甚大なる被害があったわけでございますけれども、災害廃棄物の処理を昨年12月までにいわゆる二次仮置き場というところに全部集めまして、住民の皆様方の生活環境からは切り離れた状態にしております。環境生活部といたしましては、今後この二次仮置き場でもって分別をいたしまして、計画的に、最長でも2年程度をめどに処理していこうというようなことで考えております。

さて、今回の台風被害は、いわゆる温暖化の影響が大きいと言われておりますけれども、県

の来年度の予算におきましても、今回の被害では集落が長期間にわたって停電があったということもございますので、再生可能エネルギーを使って、さらに水素と燃料電池を組み合わせ、自立分散型のエネルギー体制を供給できないだろうかというような調査事業も考えておりますし、もはや温暖化が非常に不可避な状態だということも考慮いたしますと、それに対する適応策、これについても考えていかなければならないというような考えでございます。

また、平成28年度は、昨年8月に改定いたしました環境基本計画の実質初年度でございます。委員の皆様方のご指導を得ながら、順調に今のところ推移しているところでございます。今後とも皆様方のご協力を賜りながら、環境行政を推進していきたいと、このように思っているところでございます。

本日の審議会では、まず今年度各部会におきましてご審議いただいた事項を報告させていただくとともに、その後、先ほど申し上げました27年度の環境基本計画の進捗状況などをご審議いただくというような予定となっております。

限られた時間ではございますが、皆様方の活発なご審議をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

では、議事に入ります前に、今回特別委員に異動がございましたので、ご紹介いたします。国土交通省東北地方整備局企画部長、渡邊泰也特別委員でございます。本日は、代理で立花環境調整官にご出席いただいております。よろしくどうぞお願いいたします。

○渡邊泰也委員（代理：立花義則環境調整官）

東北地方整備局の立花でございます。よろしくお願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

続きまして、本日の事務局を紹介いたします。今挨拶いたしました津軽石環境生活部長でございます。

○津軽石環境生活部長

よろしくお願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

松本環境担当技監でございます。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

小笠原温暖化・エネルギー対策課長でございます。

○小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長

よろしく願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

小野寺環境保全総括課長でございます。

○小野寺環境保全総括課長

どうぞよろしく願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

田村資源循環推進課総括課長でございます。

○田村資源循環推進課総括課長

よろしく願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

自然保護課、清水総括課長でございます。

○清水自然保護課総括課長

よろしく願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

廃棄物特別対策室、佐々木再生・整備課長でございます。

○佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長

どうぞよろしく願いします。

○黒田環境生活企画室企画課長

私、進行しております企画課長の黒田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

3. 議 事

(1) 部会報告

(ア) 大気部会

(イ) 水質部会

(ウ) 自然・鳥獣部会

(エ) 温泉部会

(2) 平成27年度環境基本計画の進捗状況について

(3) 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案の概要について

- (4) 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る取組等について
- (5) その他

○黒田環境生活企画室企画課長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして大塚会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚尚寛会長

大塚でございます。本日は、お忙しい中、環境審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

先程の部長様のご挨拶にもございましたけれども、震災からの復興が道半ばの岩手県に昨年大変大きな台風が襲いました。これに前後して、北海道には1カ月で4回でしたか、台風が上陸するという、まさにこれまでにないような異常気象が発生しております。寺田寅彦の言葉に「天災は忘れたころにやってくる」というのがありますけれども、こう頻繁に来ると「天災は忘れぬうちにやってくる」というふうに変えたほうがいいのではないかというぐらいに思います。

地震や津波は、人の力では今のところ何とも防ぎようがありませんが、異常気象などがもたらすと地球温暖化による影響、かなりの確率と言われてはいますが、になるとすれば、これはまさに人災と言えるかもしれませぬ。そういった意味で、環境の問題というのは、こういったものでも、自然災害でも変わってきているのだなということを痛切に感じます。

環境問題というのは絶えず現在進行形です。今の時点でも進んでいるわけですので、そういったものを我々は絶えず心がけて、特にこの環境審議会という場では、委員のそれぞれの皆様、専門の立場からいろいろなご意見、ご発言をいただければと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

本日は、議事がその他を含めて5件ございます。この後会議の次第により議事を進めてまいりますけれども、本日は審議会終了後、青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の開催も予定されておりますので、15時30分をめぐりまして終了を予定しております。どうぞ進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります部会報告に入らせていただきます。環境審議会条例第8

条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございまして、本日はその審議結果について報告するものでございます。

最初は、大気部会からの報告でございますけれども、本日は大気部会長並びに職務代理者が欠席ということで、事務局のほうから報告をお願いいたします。

○小野寺環境保全課総括課長

環境保全課の小野寺でございます。それでは、大気部会の審議結果につきまして事務局からご報告をさせていただきたいと存じます。

資料ナンバー1をごらんいただければと存じます。平成29年1月16日に大気部会を開催いたしまして、1の審議事項に係るものについてお諮りをして答申をいただいておりますので、ご報告いたします。

審議事項の内容につきましては、1の(1)、大気汚染防止法に基づく平成29年度大気汚染調査測定計画について、それから(2)としてダイオキシン類に係る調査測定方針、これは6カ年にわたる方針を策定し、それからその後平成29年度ダイオキシン類の調査測定計画について、これは単年度についての計画についてお諮りをしたというところがございます。それから、(3)番目といたしまして騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域等の変更についてという、この3点でございました。

2番の審議結果のとおりでございますけれども、いずれも事務局の案のとおり議決をいただいているところでございます。

簡単に要旨を申し上げますと、3番のところをごらんいただきたいのですけれども、まず1つ目、大気汚染防止法の関係では、環境大気常時監視ということで、県内15地点で窒素酸化物等7項目を測定する。それから、有害大気常時監視ということで、8地点でベンゼン等22物質を測定するという計画でございます。これは、盛岡市の実施分も含んだものでございます。

それから、2番目のダイオキシンの関係でございますけれども、一般環境の大気につきましては県内6地点を測定する。それから、発生源周辺の大気につきましては4地点で測定するというところでございます。これにつきましても、盛岡市の実施分を含むという内容でございます。

それから、3点目でございますけれども、都道府県と市におきましては、都市計画法に規定する用途地域、都市計画地域等が設定された場合、変更された場合は、この騒音と振動に関しましても環境を保全する必要があると認められる地域について、そういう規制地域とし

て指定していると。いわゆる都市計画区域の変更に伴って騒音、振動区域も変更になるといったようなパターンで対応しているところでございます。今年度、山田町におきまして、都市計画法の用途地域が変更されましたので、これに伴って事務処理手続を進め、今回お諮りをして規制地域の変更を行うものでございます。

簡単でございますけれども、大気部会からの報告は以上でございます。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。ただいまの大気部会からの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

ありがとうございます。

それでは、続きましてイの水質部会さんの報告を伊藤部会長からお願いします。

○伊藤歩水質部会長

伊藤です。水質部会からご報告いたします。

お手元の資料ナンバー2をごらんください。平成29年1月18日に開催いたしました水質部会におきまして、1番目の審議事項に記載しております5点について審議を行いましたので、結果をご報告いたします。

まず、1点目の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の改正についてというところですが、3番の要旨のところにありますように、地下水に係る環境基準及び土壌に係る環境基準に項目が追加等されたことに伴いまして、当該基準を準用している当該条例の施行規則別表を改正するものであります。審議の結果、事務局からのとおり議決いたしました。

続きまして、2点目の生活排水対策重点地域の指定解除についてですが、生活排水の流入などによりまして環境基準の確保が困難な河川として、水質汚濁防止法に基づき指定していた花巻市の後川流域等について、花巻市が生活排水対策実施の推進のために行っておりました計画が終了いたしまして、水質等が改善されたと認められますことから、指定を解除するものであります。こちら審議の結果、指定を解除できるとする原案を適当というふうに認めることといたしまして、議決いたしました。

続きまして、3点目及び4点目ですけれども、それぞれ水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水質の平成29年度の測定計画についてであります。いずれも事務局の計画案のとおり議決いたしております。

最後の5点目ですけれども、ダイオキシン類に係る調査測定方針及び平成29年度ダイオキシン類調査測定計画についてですけれども、平成29年度から34年度までの調査測定方針及び平成29年度の調査測定計画についてであります。こちらもいずれも事務局案のとおり議決いたしました。

水質部会からは以上でございます。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。

ただいまの水質部会からの報告についてご質問などございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、報告を受けたということで、次に移らせていただきます。

次は、ウの自然・鳥獣部会の報告を青井部会長からお願いいたします。

○青井俊樹自然・鳥獣部会長

自然・鳥獣部会長の青井です。自然・鳥獣部会の報告事項は2件です。

資料ナンバー3をごらんください。自然・鳥獣部会では、平成28年6月6日付で諮問がありました第11次鳥獣保護管理事業計画の変更及び特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）の策定について、平成28年6月6日及び9月17日開催の自然・鳥獣部会において審議をいたしました。

まず1件目は、第11次鳥獣保護管理事業計画の変更についてです。これは、同計画内の特定計画の策定に関する事項におきまして、第二種特定鳥獣管理計画としてイノシシ管理計画を策定するということから、所定の改正を行うものです。これにつきまして、審議の結果、原案のとおり適当と認める旨を答申いたしました。

2件目は、特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）の策定についてです。これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて、本県において生息地の範囲が拡

大しておりますイノシシを管理するために、イノシシ管理計画を策定するものであります。これにつきましても、審議の結果、文言の一部を修正の上、適当と認める旨を答申いたしました。

計画の内容につきましては、配付資料をごらん願います。

以上、自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。ただいまの自然・鳥獣部会からの報告につきまして、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長

それでは、報告を了承したということで次のほうに移ります。

温泉部会の報告を宮本部会長からお願いいたします。

○宮本ともみ温泉部会長

温泉部会長を務めております宮本でございます。部会の結果について報告させていただきます。

それでは、資料ナンバー4をごらんください。温泉部会では、温泉に関する事項の審議を行うこととなっております。今回報告するのは、平成28年8月25日の審議結果についてでございます。審議案件は1件で、温泉動力装置許可案件でございますが、高橋和幸、整理番号1ー1について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

温泉部会からの報告は以上です。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。ただいまの温泉部会からの報告について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長

それでは、温泉部会からの報告を了承したということで、終わらせていただきます。

次は、議題の2に移ります。平成27年度岩手県環境基本計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

改めまして、企画課長の黒田でございます。お手元の資料ナンバー5、平成27年度の環境基本計画の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況につきましてご説明いたします。

1ページ目、表にございますとおり、県の環境基本計画では7つの政策において、現在延べ84の指標を設定しております。これら84指標のうち、未確定のもの1つを除いた達成状況は、表の真ん中あたりでございますが、順調が58、隣、概ね順調が20、遅れ5という結果になってございます。

全体としまして、順調と概ね順調を合わせますと93%に相当しておりますことから、計画自体は順調に推移しているものと思料されるところでございます。

今後もしも着実に事業に取り組み、成果を上げていくよう、引き続き各施策を推進してまいります。

では、各施策ごとに簡単にご説明いたします。1枚めくっていただきまして、2ページ目と3ページ目をごらんください。まず、低炭素社会の構築でございます。大塚会長及び当部長からのお話にもございましたとおり、気象変動の影響のためか、岩手県内にも台風が直撃をするというような自然災害がふえてきております。そうした状況も受けまして、あらゆる世代に対して気象変動及び地球温暖化防止に関する情報提供や意識啓発は引き続き重要な取組と認識し、実行しております。地球温暖化防止活動推進センターや環境学習センターを通じた全県下において、さまざまなイベントやキャンペーンなどを通じた意識啓発なども行っております。また、再生可能エネルギーの導入促進や木質バイオマスの推進などにも、関係部署等が連携して積極的に取り組んでおります。

指標におきましては、3ページ、表のナンバー1でございますけれども、温室効果ガス排出削減割合が評価としてはc区分になってございます。若干ここは伸び悩んでいるところでございますが、これは東日本大震災以降の目覚ましい復興事業などに伴い、各産業からの二酸化炭素排出削減が思うように進まなかったためと考えられます。今後におきましては、排出量全体では微減でございますから、今後のさらなる努力、または新たな技術導入、それから関係各課への一層の取組などを進めて、目標を達成できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、4ページ、間伐実施面積も区分でc評価ということになっております。こちらでもまた復興事業を最優先にしていたということなどから、思うように進まなかったと関係部署からは聞いてございます。間伐自体は、地域ごとに森林組合などが設置されて、そこでの計画を立てて順次進めているということですので、今後はまた着実に実施されて、評価としても上がっていくものと想定されます。

続きまして、5ページ、循環型社会の形成でございます。3Rの推進につきましては、全て概ね順調でございます。今後もこれまでどおり意識啓発を継続し、県内の各自治体とも協力しながら、ごみの減量化、リサイクルの推進を続けてまいります。また、不適正処理への対応につきましても確実に進んでおり、周辺隣県との合同パトロールや立入検査などにより、着実に効果を上げておりと認識しております。今後も優良な処理業者などの育成に努め、事業を推進してまいります。

続きまして、6ページ、生物多様性に支えられる自然共生社会の形成です。本県の恵まれた豊かな自然を次世代につなぐことは、今現在生活している私たちの責務と考えられます。そのため、野生生物の保護と共生、また自然公園などの整備による触れ合いの機会を推進する取組などを順次実施しております。しかしながら、7ページの表にございますとおり、県民のモニターアンケート調査結果からは、残念ながら満足度が低い結果ということで、c区分となっております。今後は、取り組んでいる施策をより広く県民の皆様方にお伝えする努力を積極的に進めるとともに、環境学習や森林体験などにより、身近な自然に触れ合う場を林業サイドなどとも連携しながら推進してまいりたいと考えております。また、鹿や熊などの野生鳥獣への対応もより適切に実施されるよう、県内市町村と連携しながら対応を進めてまいります。

8ページ、安全で安心できる環境の確保でございます。県内の水環境、大気環境ともに、これまでの産業界の方々の着実な取組もあり、良好な状態を保ち続けており、今後もその維持に努めてまいります。また、PM2.5のような越境してくる汚染物質につきましても、国などと連携して測定及び監視に努めてまいります。また、福島原発事故による環境放射能につきましても、経年の減衰が着実に進んでおり、事故以前の水準に戻っていると思料されるところではございますが、今後も測定を実施しながら状況把握をしっかりと行ってまいりたいと考えております。これからも公害問題などは突発的に発生するような場合も考えられますけれども、迅速かつ着実な対応を行い、県民の安全、安心の醸成に努めてまいります。

続きまして、11ページ、快適でうるおいのある環境の創造でございます。例えば河川など

の水辺環境に人々が集い、楽しめる場の創出は、今後も豊かな生活に欠かせないものになってくると考えられます。また、そうした場は、環境教育の場としても有効なものと思料されます。そこで、岩手県にある広大な自然環境とそれぞれの暮らしている人々の生活圏の折り合いや、心安らぐ景観、公園などの場の創出につきましても、関係各署と連携して取組を進めてまいります。

なお、伝統文化に誇りや愛着を持つ割合が半数ちょっとと思いのほか低いということ、区分上cということになってございます。これは、先ほどもお話ししましたが、県民モニターアンケート調査の結果でございます。地域文化の継承、伝承、こうしたこともより豊かな生活に必要な要素と考えられますので、復興の取組などともあわせながら対応を進めていきたいと考えております。

続きまして、6つ目、環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進です。これまで学校教育や企業の実践などのさまざまな場で、また世代ごと、あるいは産業ごとに、それぞれに合った取組を提案し、実施してきたことから、多くの活動が展開され、それに伴い、環境意識も徐々に醸成されているものと認識しております。そうしたことから、環境読本を活用した授業が小学校で実施され、環境を意識した学生サークルが大学にできるなど、一定の人材育成の効果もあらわれているものと認識しております。こうしたことは、とにかく継続して続けていくということが大切と考えておりますので、今後も産官学が連携しながらさまざまな取組を地道に実施していきたいと考えております。

最後になりますが、13ページ、環境を守り育てる産業の振興です。これまでお話ししてきたようなさまざまな施策や活動を通じ、みずからが環境を新たな事業として認識する企業もあらわれてきております。こうした県内にあるさまざまな資源、例えば森林資源であるとか風力などの自然資源などを見直し、それらを活用する取組も着実に動いてきております。今後もそうした取組を支援し、広く伝えていく努力、また対外的にもPRする努力などを行いながら、岩手県が環境産業でも知られるような県になっていくよう、今後も我々も取組を推進していきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上説明を終わります。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。

ただいま平成27年度の環境基本計画の進捗状況について説明がございましたけれども、内容につきましてご質問あるいはご意見などございましたらお受けしたいと思います。いかが

でしょうか。

はい。

○浜津ミサノ委員

まず1つ、この席でも何度も申しているのですけれども、最初の低炭素社会の構築の部分に出ているチップの利用量がここでも格段に増加しているのがわかると思うのですけれども、これの多くはバイオマス発電によるものだということですね。それで、バイオマス発電が今の現状として供給の不安さがあったり、それから地元経済への貢献が余りされていないとか、それから実情としてエネルギーが無駄なく使われていないとか、そういう問題がありまして、数値だけを見るわけではなく、内容として実際に低炭素社会を構築しているかどうかというところもぜひ注視していただきたいなと思っております。この辺のところは、林業振興課も十分に発信されていまして、例えば小規模の発電をするようにとか、熱供給と併用するようにとか、そういうことは林業振興課のほうでも既にいろいろ発信していますので、ぜひ環境生活部のほうでもそういう注目をしていってほしいなということで、お願いです。

それから、もう一つ、全く別なところなのですが、環境学習は非常に大切だと私も思っております。ただ、皆さんご存じかと思いますが、1年前に紫波町で野外体験活動で死亡事故がありました。そういうことを考えると、安全管理研修というのが非常に重要ではないかと思っております。私も観察会とかによく参加しているのですけれども、正直申し指導者にいろいろな資質の方がいらして、中には安全なんか考えていたら自然の中では活動できないと極端な意見をおっしゃる方もいらっしゃいます。なので、そういうことではなく、いかに事故を減らしていくか、いかに事故を回避していくか、そういうことを指導者のほうにきちんと認識をしてほしいと。それから、指導者だけでなく、参加される方もそういう意識があれば、指導者にここはおかしいのではないかとかということが言えると思うのです。なので、みんながそういう安全に関する意識を持ってほしいなと思っております。これ実際なったことがあるのですけれども、例えば木工体験をするときに、小刀をむき身のままに置いておくとか、そういうことが現実にあるわけです。そういう簡単なことから始めていくのが非常に大切だと思っておりますので、ぜひ安全管理研修というのを徹底していただきたいなと思っております。ちょっと長くなりますが、具体的には例えば環境アドバイザーの方には必ず研修を受けるようにという義務化をするとか、何かそういう方法をとっていただければいいかなと思っております。

以上です。お願いでした。

○大塚尚寛会長

ただいまの委員からの発言に対しまして何かございますでしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長

木質バイオマスとの関係でございますが、浜津委員からご紹介ありましたとおり、林業振興課で、小規模な単位で、木質バイオマスの活用をするとか、熱を利用するとか、そういった研究を今年度と来年度行うことにしております、それでその地域で経済が循環するような取組を考えているようでございますので、県としてもそういった視点で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田環境生活企画室企画課長

環境学習等に対する安全面での配慮ということでございますが、まさにお話しいただいたとおり、非常に重要な問題だと認識しております。我々としましても、今アイーナに環境学習センターがございますけれども、こちらの委託をお願いしている環境パートナーシップいわてさんに対しても、そういった話を常にしているところでございます。

また、先だって、先月、森・川・海フォーラムを実施した際にも、そのコーディネーターに来ていただいた内田さんという方は、川遊びを主催される方ですが、やはり指導者における安全面での意識啓発が重要だというお話をさせていただきました、そういった取組も継続的に行っていこうというふうに考えております。

今お話あったとおり、アドバイザーの方、研修はしているところですが、1回研修しても時間がたてばどうしても忘れてしまうとか、気を緩めてしまうということもございますので、こういったこともいろんなさまざまところで発信するような取組を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。そのほかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○伊藤（歩）委員

7ページの項目のナンバー35なのですが、指標名は大気や水がきれいに保たれというところで、満足している県民の割合なのですが、区分がcになっています。この項目は二重丸と、あと黒の四角になっていまして、意識の問題かなとは思いますが、これが改善していくためにはどういう具体的な方策があるのかというところでお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○黒田環境生活企画室企画課長

アンケート調査でございますので、どういう方が選ばれてくるかというのは、我々側では選択できないというところですが、逆に言うとそれこそがまさにちゃんと情報が届いているかどうかというような一つの目安なのかなというふうに考えております。したがって、我々例えば水環境とか大気環境、非常にいい状況がずっとここ何年も続いている状況です。ところが、逆にそれが当たり前として受けとめられてしまうと、意識していただけないとかというようなことがあるのかなと。そこは、非常に反省点でございます。したがって、それをどう不特定多数の方にリーチするようにするか、これは非常に難しい課題でもございます。ですので、今我々この部内でも、そういう情報伝達につきましてはいろいろ検討しながら、単にホームページに載せたからいいだろうとかということではなく、いろんな手法を考えていきたいと思っております。なので、今ここで具体的にこれというような方策はないのですけれども、いずれしっかりとパーセンテージが上げられるような方法を考えて模索していきたいと思っております。

○大塚尚寛会長

ほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私のほうから1点確認という意味で、現在の環境基本計画は平成23年度から32年度までの10カ年の計画で、27年度でちょうど前半の5年が終わったと、そういう時点になりますけれども、きょう報告いただいた中で見ますと、いわゆる達成度がcというものが現時点で5つほどあると。例えば3ページ見ますと、温室効果ガス排出削減割合というのは、これは主体が環境生活部ということで、あらゆる分野にわたって大変なところなのですが、大体この部が主導されるのかと思いますが、一方、例えば4ページの間伐実施面積、cとなっておりますが、これは他の部局が主体となる事業かと思えます。そういった意味で、他の部局等が主体として実施されている事業との情報の共有化といいますか、認識の共有化、そういった連携は、これはどう図られて、今後どのようにされていくのかというところを教えていただければと思います。

○黒田環境生活企画室企画課長

この結果につきましては、関係各部局には情報をお出しして、それについてさまざまなそれぞれの担当部署での取組を改めて考えていただくようなことはしております。また、一番最初に大もとの環境基本計画自体も、作成の際には関係部局等にも意見を聞きながら取りまとめを行っております。そうしたところではまず全体意識の共有はなされているというふ

うに考えております。しかしながら、個別事業につきましてもそれぞれ軸足が違うところもございまして、今回のようにc評価がついているところもございまして。しかしながら、これにつきましては、今後どのように進めていくかという点についても双方で情報共有をしつつ、対応につきましても助け合ったり、支援し合ったりしながら進めていこうというところで、意識は共通してございます。ですので、今後とも、例えばこの間伐につきましても状況などを逐次報告いただきながら、先方からもいただきながら、取組についてもいろいろ我々のほうでもできることをしていくというような形で進めてまいりたいと考えております。

○大塚尚寛会長

わかりました。それでは、なお一層の情報共有、連携に努めていただきたいと思います。ほかございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、よろしければ次の議題に移ります。

次は、議題3の公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

廃棄物特別対策室の松本でございます。公共関与型産業廃棄物最終処分場整備基本計画案の概要についてご説明をいたします。

環境審議会資料ナンバー6をごらんください。公共関与型最終処分場整備につきましては、平成27年6月に開催しました第31回の環境審議会におきまして、最終処分場の最終候補地を八幡平市平館地内に決定したこと、それから岩手県と八幡平市との確認書を締結しましたということについてご説明、ご報告をさせていただきます。

今般最終処分場整備基本計画の案がおおむねまとまりましたので、おさらいを含めまして事業進捗状況の概要についてご報告をいたします。

まず、資料の1の背景・目的でございますけれども、平成7年から運用しております奥州市江刺区にございます公共関与施設いわてクリーンセンターの最終処分場が、東日本大震災津波による災害廃棄物約10万トン、それから震災に基づく復旧復興工事に伴います産業廃棄物、こういったものを処理する必要があったということで、埋め立て終了時期が近づいてき

ているというような状況でございます。

そういった状況を踏まえまして、その下の表にございますとおり、次の公共関与施設を整備すべく、平成25年3月に産業廃棄物最終処分場整備基本方針を策定いたしまして、整備に向けた事務に順次着手してきたところであります。

平成27年3月に、八幡平市に受け入れを受諾していただきまして、同年9月に事業主体を一般財団法人クリーンいわて事業団に決定いたしまして、これは現在のいわてクリーンセンターと同様でございますけれども、事業主体を決定しております。

下に目を移していただきまして、2の基本理念でございますけれども、整備に当たりましては産業廃棄物最終処分場整備基本方針及びいわてクリーンセンターでの経験を踏まえ、モデル施設の継承、それから安全性の確保等、ここに示しました5つの項目を基本理念に掲げております。

真ん中上に目を移していただきまして、3、全体施設の概要でございます。施設の種別はいわてクリーンセンターと同様でございます、オープン型の管理型最終処分場でございます。整備予定地は、先ほどお話ししたとおり、八幡平市平館地内。事業期間は、1期15年を3期、埋め立て終了後の水処理期間を含め55年の事業期間というふうに決定しております。埋め立て容量ですけれども、約183万立米、1期当たり61万立米でございますけれども、183万立米といいますと、県庁舎、これが8.5万立米ございますので、県庁舎で約7杯分という大きさになります。埋め立て面積は、約16ヘクタールでございます。主な設備といたしましては、図面にございますとおり、貯留堰堤、それから遮水工、そのほか法令で定められている設備を基本理念の安全性、それから環境配慮及び経済合理性に配慮しまして配置しております。

なお、全体の位置、それから全体イメージにつきましては、図に示したとおりでございます。

最後に、整備スケジュールでございますけれども、一番下の4、整備スケジュールをごらんください。基本計画の案を事業主体でありますクリーンいわて事業団におきまして所要の事務手続を行いまして、今年度内に策定をいたします。並行しまして建設費の概算を含む基本設計をクリーンいわて事業団において行います。その後、条例に基づく環境影響評価の手続、現在進めているところでございますが、そういった事務を経まして、右側のほうに移りますけれども、平成29年度からは周辺環境整備、本体工事に着手いたしまして、最終的にいわてクリーンセンターの埋め立て終了時期と調整いたしまして、平成34年から35年度に供用

開始をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、八幡平市に整備を予定しております最終処分場の整備基本計画の案についてご説明をさせていただきました。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。

ただいま説明ございました整備基本計画案の概要につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○渋谷委員

整備スケジュールについて確認なのですけれども、29年3月までに基本設計されて、現在条例アセスが進んでいるというお話だったのですけれども、条例アセスが30年までになっているのですが、29年度以降ということなのですか、これ、本体工事着工というふうに書いてあるのですけれども。通常ですと、アセスが終わって、何らかの配慮事項があったときに、設計を変えとかいろいろなことがあって、それから工事に入るというのが普通だと思うのですけれども、平成29年度以降と書いてあるのが、ちょっとその辺の環境整備について教えて欲しい。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

承知いたしました。平成29年度以降工事を進めてまいります、本体工事の前に周辺環境整備といたしまして、例えば地域の水道の整備、それから搬入道路の拡幅、あるいは地元から要望がありますところの歩道の整備などを来年度から進めていきたいというふうに考えております。当然環境アセス、現在方法書縦覧が終わりまして、2月20日ごろまでその意見をいただくというような事務手続をしておりますが、方法書の次、準備書、そして評価書をつかった上で工事に入っていくというような流れを想定しておりまして、平成29年度からというのは、ただいま申し上げましたとおり、周辺の整備ということでございます。

○渋谷委員

わかりました。ただ、書き方を考えないと、何か29年度から本体が始まってしまうのではないかというふうにとられかねないので、工夫をしていただければいいのかなど。流れとしてはわかりました。ありがとうございました。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

どうもありがとうございました。

○大塚尚寛会長

ほかございますでしょうか。

はい。

○中村委員

今のことにかかわるのですけれども、方法書作成の段階で、特にその後の調査結果、この事業によって影響を受けるであろうというのが少ないだろうという、そんな見込みがあるということなのですか、これは。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

現在方法書の準備をしまして、文献などの調査を進めながらやっておりますけれども、おむね回避はできそうな予定で、まず周辺の道路とか、あるいは水道の関係、これ水道の関係を進めていかないと次に進めないことなどもございまして、そちらの設計事務などを進めているところでございます。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。

ほかございますか。はい、どうぞ。

○伊藤委員

搬入道路等も含めてアセスのような気がするのですけれども、ここはちょっと違うのでしょうか。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

おっしゃるとおりでございます。そういうことです。現在並行して設計などの事務を進めているということで、遅れないように、アセスの事務と並行しつつ進めているというような状況でございます。

○伊藤委員

そこがちょっとよく理解できないのですけれども。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

現在ある既存の道路の拡幅等を設計しているということでございます。

○伊藤委員

普通風力とかでもそういう搬入道路が拡幅される場合には、アセスでいろいろ意見が出たりするような気がするのですが、そのあたりは特にしなくてもよろしいのでしょうか。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

搬入道路といいましても、かなり離れていて、大分離れたところの道路から整備をしようというふうにしているところがございますけれども。

○津軽石環境生活部長

直接現場に取りつけ道路をつくるとかではなくて、現場にある既存の道路を、普通の道路改良とある意味同じような形なのですけれども、住民の方々も広くしてほしいというようなご要望もあるものですから、直接的な本体工事とはまた別に周辺のそういった交差点をちょっと改良するとか、あと水道管をちょっとつけかえるとか、そういった附属的な工事をまず最初に来年度はやらせていただくというような部分で、恐らくその部分については直接的にアセスメントに影響する可能性は非常に少ないのかなと思いますけれども。

○伊藤委員

わかりました。

○大塚尚寛会長

すごい良いアドバイスがあったと思うのですけれども、別々な話というか全体の事業がアセスの対象だということで、そこで取りつけ道路は別だよとかという話は余りないと思うのです。全体としてここに環境上の課題が薄くて、適地になったということで、それらをそのままではなくて方法書をつくって、環境に配慮すべきことはどんなことなのか、環境上決定的な問題はないのかどうかというようなことでアセスに取り組んでいくということで、それでいいよねと言ったら事業にかかるというのが普通の流れですよというように、私も含めて皆さんちょっと思っていることで、そういうところで、私の知っている範囲で言うと、特に問題があるというふうに思う場所とか、そんなふうなものは何も持ち合わせていませんが、それだけにせつかくアセスもやりますよという手続を踏んでいるときに、そういう意味ではきちんと県民の人に伝わるように、そういう整理、まとめの仕方、あるいは情報発信の方法がいいのではないのでしょうか。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

どうもありがとうございました。そういうふうにわかりやすく、ちょっと切り離れた形で整理したいと思います。どうもありがとうございました。

○大塚尚寛会長

ほかございますでしょうか。

二、三ご意見、質問ございましたけれども、この本体のそのものは、環境影響評価技術審査会のほうでアセスのほうの手続が進んでいるというふうに思います。ここの場で出てきた

というのは、こういうぐあいに進んでいますよというところかと思えますけれども、これ最終的に計画案の案が取れるのは、議会承認ということになるのですか。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

先ほどご説明したとおり、この基本計画はクリーンいわて事業団が整備するものになりますので、財団法人クリーンいわて事業団の理事会で決定するということになります。

○大塚尚寛会長

では、案が取れる手続には県は関与しないということなのですか。

○松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長

はい。

○大塚尚寛会長

では、今こういう案が進んでいるということの内容の説明だという位置づけかと思えます。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長

それでは、ちょっと時間も押しておりますので、次の議事の4番目に移ります。青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る取組等についてです。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長

廃棄物特別対策室の佐々木と申します。資料ナンバー7に基づきまして、青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る取組等についてご報告、ご説明いたします。

まず、1ページ目の左上の事案の概要をごらんください。この不法投棄事案というのは、青森県と埼玉県に本社があります産業廃棄物処理会社2社が青森県と本県にまたがる土地に有害なものを含む産業廃棄物を大量に不法投棄したというふうな事案でございます。そのほとんどが首都圏の事業活動で発生したものでありまして、警察の捜査によりまして、今から16年も前になりますが、平成12年に関係者が逮捕されたというところでございます。それで、その原因者に資金がなく、やむなく県が行政代執行で廃棄物の撤去などを行っているというものでございます。その結果、おおよそ3年前の平成26年3月に不法投棄されました廃棄物の全量撤去が終了しているというところなんです。また、昨年、平成28年7月にはベンゼン

やトリクロロエチレンといった有害な廃油、これらを我々VOCと呼ばせていただいておりますが、このような物質により汚染されました土壌、土と地下水の浄化対策というのも終了したというところでございます。

その撤去状況とか土の浄化の状況につきましては、右側のページにある2、原状回復事業の進捗状況をごらんください。現在は、その下のほうにありますオレンジ色で囲まれた枠に記載されています1,4-ジオキサンという物質により汚染されました地下水と土の浄化対策に取り組んでいるというところでございます。

裏面の2ページ目をごらんください。3の現場対策の状況というところでございます。左上の図は、現場での主な対策を図示したものでございます。この1,4-ジオキサンという物質は、この事案の処理開始後、廃棄物撤去や土壌浄化の処理が進んでいる最中の平成21年度、ちょうど8年ほど前ぐらいなのですが、そこで環境基準に設定された物質でございます。この物質というのは、水に溶けやすいという性質がございますので、処理のために現場内に1,4-ジオキサンという物質を分解できる水処理設備を設置するという、それと場内各所に地下水をくみ上げるための井戸を設けまして、4年ほど前の平成25年度から地下水のくみ上げと分解処理を継続して実施してきているというものでございます。その処理が進む中、特に左上の図の写真1から写真3と書かれた地点におきまして、1,4-ジオキサンの濃度が高いという傾向がありましたので、地下水のくみ上げと分解という処理に加えまして、右側のページの下にある写真3というもののとおり、1,4-ジオキサンの周辺の汚染地下水をさらに多く集めるために、直径3メートル程度の大型の井戸を設置して分解処理しているというところでございます。ここから井戸水をくみ上げて、水処理設備に送って処理しているというところ です。

また、写真1と2の地点におきましては、地下水の汚染原因となる汚れた土がございましたので、そこを現場から取り除く作業を行っておりまして、昨年12月までにその作業を終了しております。

ちなみに、写真1をごらんいただきますと、穴の中に作業員がいて、重機がいてということで、大きさがおわかりになると思うのですが、直径14メートル、深さ13メートル程度の大きな汚染箇所を掘削除去したというところでございます。

もう一度1ページに、また裏面に戻りまして、1ページの右上の黒い枠の3番をごらんください。以上のような対策を講じてきました結果、地下水中の1,4-ジオキサンというものの濃度というのは下がってきておりまして、浄化の見通しが立ってきているという状況にござ

います。

また、場内と周辺環境におきまして、こうした対策効果を確認するために、水質の調査を継続的に実施しているというところでございます。その結果、場内に汚染はありますが、周辺環境では汚染がないという状況となっております。

今後も地域の皆様に安心していただくために、現場内の地下水をくみ上げ、分解処理することと、水質調査など必要な対策を実施していくというふうに考えております。

現在の浄化計画は、平成30年3月、来年3月というところになっておりますが、この期間以降も対策が必要であれば、切れ目なく対策がとられるよう、計画を変更するという必要と考えております。その際は、必要な対策などについて環境審議会の意見をお聞きしたいというふうに考えております。

以上をもちまして、青森県境不法投棄事案の取組等についてのご説明を終わります。

○大塚尚寛会長

ありがとうございました。

ただいまの説明内容につきましてご質問などございますでしょうか。

はい。

○生田弘子委員

ただいま佐々木課長のほうから報告をいただきましたことで、多分皆さんも大体の概要をご承知くださったものと思います。

この不法投棄は、平成11年の発覚から、現在平成29年ですが、今日になってもまだ現場は浄化が終わっておりません。本当に今さらながら、一度壊れてしまった自然環境をもとに戻すのには莫大なお金と、そして長い時間がかかるものだというを日々痛感させられております。

また、地元の者といたしまして、いろんな専門家たちの英知を結集して、現場で本当に懸命に取り組んでくださっている方々のご苦労に感謝したいと思っております。

また、今報告にもございましたように、VOCの土壤汚染対策も終了いたしました。そして、今は1,4-ジオキサンによる汚染の浄化対策にもめどがついたということで、非常にほっとしているところでございますが、しかし1,4-ジオキサンの除去はなかなか厄介であるというふうに聞いております。たしかこの事業は、先ほど課長のほうから説明があったように、30年の3月までという期間になってございます。もしこの期間内に除去が完了しなかった場合はどのように考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

また、住民の安心、安全のためには、何とか1,4-ジオキサンの完全除去まで継続事業としていただきたいというふうに思います。

また、モニタリングの長期の継続ということもよろしくお願ひしたいと申します。

以上です。

○佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長

ご意見ありがとうございます。それで、その中で3点ほどご質問、ご意見ございました。

まず1点目は、平成30年3月までの計画期間で終わらない場合どうするのかということでございますが、現在最後のいろいろデータだとかそういったものを確認しつつ、環境省とも相談しているというところでございますので、そういった中で必要であればきちんと対策をとっていくということでございます。

もう一つのご質問にありましたが、この県境不法投棄につきましては、土壌の浄化対策、地下水、土の浄化対策も含めまして、県としましてはきちんと対策を講じていきたいと思っておりますので、引き続きそういったモニタリングも含めて、地域の皆様が安心していただけるように対策を講じていきたいと思っております。

○大塚尚寛会長

よろしいでしょうか。ほかございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、今後青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会におきましてご検討いただくこととしたいと思います。

なお、計画の変更がある場合には、専門性が高いという内容でありますことから、部会において諮問審議していただき、部会による議決をもって環境審議会の議決としたいと思います。そういう取り計らいになりますが、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○大塚尚寛会長

では、ご承認いただいたということで今後の手続に入らせていただきます。

それでは最後、議事の5番目、その他ですけれども、事務局では特に用意はないと聞いておりますが、よろしいでしょうか。

○黒田環境生活企画室企画課長

ございません。

○大塚尚寛会長

委員の皆様から何かございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚尚寛会長

それでは、特にないようですので、それでは以上をもちまして議事等を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

4. 閉会

○黒田環境生活企画室企画課長

皆様、本日はお忙しいところご参集いただきまして大変ありがとうございました。

以上で本日の審議会を全て終了いたします。どうもありがとうございました。

なお、この後、青森県境産業廃棄物対策特別部会を本会議場隣の中ホールで開催いたしますので、部会委員の皆様方にはご移動をお願いしたいと思います。

以上をもちまして全て終了いたします。本日はどうもありがとうございました。